○デジタル庁・総務省告示第三十二号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第百六十二条の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を次のように定める。

令和七年十一月二十八日

内閣総理大臣　高市　早苗

総務大臣　林　芳正

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める情報は、同表の下欄に掲げる情報とする。

事務	情報
一　令和七年度北海道清水町高齢者世帯等生活支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に係る支援給付金をいう。）の支給に関する事務	令和七年度北海道清水町高齢者世帯等生活支援給付金の支給を必要とする該当性を判定するために税法第二条第一項第一号に掲げる道府県民税（個人に係るものに限る。）又は同条第二項第一号に掲げる市町村民税（個人に係るものに限る。）の同法第二百九十五条第一項の規定による賦課決定がされていない者に関する情報
二　令和七年度山梨県笛吹市高齢者生活支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に係る支援給付金をいう。）の支給に関する事務	令和七年度山梨県笛吹市高齢者生活支援給付金の支給を必要とする該当性を判定するために税法第二条第一項第一号に掲げる道府県民税（個人に係るものに限る。）又は同条第二項第一号に掲げる市町村民税（個人に係るものに限る。）の同法第二百九十五条第一項の規定による賦課決定がされていない者に関する情報
三　令和七年度大阪府柏原市住民税均等割非課税世帯おこめ券（原油価格や物価高騰等の影響に係る支援給付をいう。）の支給に関する事務	令和七年度大阪府柏原市住民税均等割非課税世帯おこめ券（原油価格や物価高騰等の影響に係る支援給付をいう。）の支給を必要とする該当性を判定するために税法第二条第一項第一号に掲げる道府県民税（個人に係るものに限る。）又は同条第二項第一号に掲げる市町村民税（個人に係るものに限る。）の同法第二百九十五条第一項の規定による賦課決定がされていない者に関する情報
四　令和七年度奈良県大和高田市ひとり親世帯等生活支援特別給付金（令和七年度奈良県大和高田市ひとり親世帯等生活支援特別給付金をいう。）の支給に関する事務	令和七年度奈良県大和高田市ひとり親世帯等生活支援特別給付金の支給を必要とする該当性を判定するために税法第二条第一項第一号に掲げる道府県民税（個人に係るものに限る。）又は同条第二項第一号に掲げる市町村民税（個人に係るものに限る。）の同法第二百九十五条第一項の規定による賦課決定がされていない者に関する情報

附　則

この告示は、公布の日から適用する。